

令和4年3月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例						
議案番号	議案第6号	議案名	琴浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について									
目的	国家公務員一般職非常勤職員の育児休業・育児部分休業取得要件緩和等が令和4年4月1日施行で実施されるのに合わせ、同様の措置を行うために所要の改正を行うもの。											
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>(1) 非常勤職員(会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員)の育児休業、育児部分休業の取得要件緩和(下記表の下線部を廃止)</p> <table border="1" data-bbox="424 719 1398 1106"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○下記の3要件全てに該当</li> <li>・<u>同じ部局(町長部局、教育委員会部局等)に1年以上在職</u></li> <li>・子が1歳6ヶ月になるまで任期が継続する可能性がある。</li> <li>・1週間の勤務日が3日以上(1年間の勤務日が121日以上)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○下記の2要件両方に該当(削除)</li> <li>・子が1歳6ヶ月になるまで任期が継続する可能性がある。</li> <li>・1週間の勤務日が3日以上(1年間の勤務日が121日以上)</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の義務付け任命権者に対し、下記の措置を義務づけることを明記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が妊娠もしくは職員の配偶者が妊娠した事実を申し出た際に、育児休業に関する制度の周知及び、育児休業承認請求に係わる職員の意向確認面談等の実施</li> <li>・妊娠した事実の申出を理由とした不利益取扱の禁止</li> <li>・育児休業承認請求が円滑に行えるための、職員研修、相談体制整備、勤務環境の整備</li> </ul> <p>(3) その他必要な号数、表記の一部修正・追加</p>							現行	改正後	取得要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下記の3要件全てに該当</li> <li>・<u>同じ部局(町長部局、教育委員会部局等)に1年以上在職</u></li> <li>・子が1歳6ヶ月になるまで任期が継続する可能性がある。</li> <li>・1週間の勤務日が3日以上(1年間の勤務日が121日以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下記の2要件両方に該当(削除)</li> <li>・子が1歳6ヶ月になるまで任期が継続する可能性がある。</li> <li>・1週間の勤務日が3日以上(1年間の勤務日が121日以上)</li> </ul>
	現行	改正後										
取得要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下記の3要件全てに該当</li> <li>・<u>同じ部局(町長部局、教育委員会部局等)に1年以上在職</u></li> <li>・子が1歳6ヶ月になるまで任期が継続する可能性がある。</li> <li>・1週間の勤務日が3日以上(1年間の勤務日が121日以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下記の2要件両方に該当(削除)</li> <li>・子が1歳6ヶ月になるまで任期が継続する可能性がある。</li> <li>・1週間の勤務日が3日以上(1年間の勤務日が121日以上)</li> </ul>										
補足事項	施行期日 令和4年4月1日											